

第13期中央教育審議会大学分科会委員名簿

委 員：令和7年3月10日発令
臨時委員：令和7年4月23日発令

(委 員) 12名

安孫子 尋 美	株式会社ニトリホールディングス取締役、人材教育部ゼネラルマネジャー
伊 藤 公 平	慶應義塾塾長
田 中 マキ子	山口県立大学学長
富 永 悅 二	東北大学総長
橋 本 雅 博	住友生命保険相互会社取締役会長・代表執行役、 日本経済団体連合会教育・大学改革推進委員長
廣津留 すみれ	ヴァイオリニスト、国際教養大学特任准教授、 成蹊大学客員准教授、大分市教育委員
古 沢 由紀子	読売新聞東京本社編集委員
森 朋 子	桐蔭横浜大学学長
両 角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科教授
山 口 祥 義	佐賀県知事
吉 岡 知 哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長
和 田 隆 志	金沢大学学長

(臨時委員) 20名

上 田 悅 子	独立行政法人国立高等専門学校機構鹿児島工業高等専門学校校長、 独立行政法人国立高等専門学校機構理事
大 竹 尚 登	国立大学法人東京科学大学理事長
多 忠 貴	学校法人電子学園理事長
大 野 博 之	国際学院埼玉短期大学理事長・学長
大 森 昭 生	共愛学園前橋国際大学学長
小 野 悠	豊橋技術科学大学大学院工学研究科准教授
加 藤 映 子	大阪女学院大学・大阪女学院短期大学学長
金 子 晃 浩	全日本自動車産業労働組合総連合会会長、日本労働組合総連合会副会長
北 畑 隆 生	開志専門職大学名誉学長・特任教授
栗 本 博 行	名古屋商科大学長
志 賀 啓 一	学校法人志學館学園理事長
杉 村 美 紀	上智大学学長、上智大学総合人間科学部教授
高 宮 いづみ	近畿大学客員教授
中 村 和 彦	山梨大学学長
濱 中 淳 子	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
平 子 裕 志	ANAホールディングス株式会社特別顧問
本 間 敬 之	早稲田大学常任理事、理工学術院教授
益 戸 正 樹	UiPath 株式会社特別顧問、株式会社肥後銀行特別参与
松 下 佳 代	京都大学大学院教育学研究科教授
吉 見 俊 哉	國學院大學観光まちづくり学部教授

計32名

※金子委員の発令日は令和7年3月13日

第13期中央教育審議会委員名簿

令和7年3月10日発令
(50音順)

会長	橋本 雅博	住友生命保険相互会社取締役会長、日本経済団体連合会教育・大学改革推進委員長
副会長	吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長
副会長	貞広 斎子	千葉大学副学長・教育学部教授
	秋田 喜代美	学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授
	安孫子 尋美	株式会社ニトリホールディングス取締役、人材教育部ゼネラルマネジャー
	伊藤 公平	慶應義塾塾長
	今村 久美	認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事
	岩本 悠	一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事
	内田 由紀子	京都大学人と社会の未来研究院院長・教授
	清原 慶子	杏林大学客員教授、前東京都三鷹市長
	桑原 悠	新潟県津南町長
	坂本 雅彦	東京都教育委員会教育長、全国都道府県教育委員会連合会会长
	田中マキ子	山口県立大学学長
	都竹淳也	岐阜県飛騨市長
	戸ヶ崎勤	埼玉県戸田市教育委員会教育長
	富永悌二	東北大学総長
	奈須正裕	上智大学総合人間科学部教授
	萩原なつ子	独立行政法人国立女性教育会館理事長
	浜田麻里	京都教育大学副学長、教授
	廣津留すみれ	ヴァイオリニスト、国際教養大学特任准教授、成蹊大学客員准教授、大分市教育委員
	藤田 大輔	大阪教育大学健康安全教育系教授
	古沢由紀子	読売新聞東京本社編集委員
	堀田 龍也	東京学芸大学教職大学院教授、学長特別補佐
	森朋子	桐蔭横浜大学学長
	両角亜希子	東京大学大学院教育学研究科教授
	山口祥義	佐賀県知事
	吉田晋	学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校長、日本私立中学高等学校連合会会长
	渡辺弘司	日本学校保健会副会長、日本医師会常任理事
	和田隆志	金沢大学学長

中央教育審議会関係法令

○国家行政組織法（昭和23年7月10日法律第120号）（抄）

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適當な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

○文部科学省組織令（平成12年6月7日政令第251号）（抄）

（設置）

第七十五条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

中央教育審議会
教科用図書検定調査審議会
大学設置・学校法人審議会
国立研究開発法人審議会
(中央教育審議会)

第七十六条 中央教育審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興及び生涯学習の推進を中心とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項（第三号に規定するものを除く。）を調査審議すること。
 - 二 前号に規定する重要事項に関し、文部科学大臣に意見を述べること。
 - 三 文部科学大臣の諮問に応じて生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議すること。
 - 四 前号に規定する重要事項に関し、文部科学大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。
 - 五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）、学校教育法及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）、の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。
 - 六 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項、産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、中央教育審議会に関し必要な事項については、中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

○中央教育審議会令（平成12年6月7日政令第280号）

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

- 第一条 中央教育審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議せるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
 - 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

- 第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

（委員の任期等）

- 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
 - 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
 - 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
 - 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

- 第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

- 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 务
教育制度分科会	<ul style="list-style-type: none">一 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する重要事項を調査審議すること。二 地方教育行政に関する制度に関する重要事項を調査審議すること。
生涯学習分科会	<ul style="list-style-type: none">一 生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議すること。二 社会教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。三 視聴覚教育に関する重要事項を調査審議すること。四 青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和

	二十四年法律第二百七号)の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
初等中等教育分科会	<p>一 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。次号において同じ。）の振興に関する重要事項を調査審議すること（生涯学習分科会の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二 初等中等教育の基準に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>三 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）及び学校給食に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>四 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>五 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>六 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
大学分科会	<p>一 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条の二第三項及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>三 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

(部会)

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会(分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務のうち、第五条第一項の表生涯学習分科会の項下欄の第一号に掲げる重要事項及び第五号に掲げる事項(生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項に限る。)について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、會議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で會議に出席したもの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

(資料の提出等の要求)

第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、文部科学省総合教育政策局政策課において総括し、及び処理する。ただし、生涯学習分科会に係るものについては文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課において、初等中等教育分科会に係るものについては文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課において、大学分科会に係るものについては文部科学省高等教育局高等教育企画課において処理する。

(雑則)

第十一條 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(令和五年一月二五日政令第一二号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律(令和四年法律第九十四号)の施行の日(令和五年二月二十日)から施行する

中央教育審議会運営規則

〔 令和七年三月十七日
中央教育審議会決定 〕

中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）第十一條の規定に基づき、中央教育審議会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 中央教育審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に
関し必要な事項は、中央教育審議会令（以下「令」という。）に定めるもののほか、こ
の規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

（分科会）

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、そ
れぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決と
する。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第十五条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
初等中等教育分科会	一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項 二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会

	の権限に属させられた事項
大学分科会	<p>一 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条の二第三項及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>

- 3 前項の表の下欄に掲げるもののほか、同項の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ審議会があらかじめ定める事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。
- 4 前二項に規定する事項について分科会が議決したときは、分科会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

(部会)

第四条 部会の名称及び所掌事務は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長。以下この条において同じ。）が審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この条において同じ。）に諮って定める。

- 2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。
- 3 令第六条第六項の規定に基づき、審議会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。
- 4 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(会議の公開)

第五条 審議会の会議は、公開して行う。ただし、特別の事情により審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 審議会の会議の公開の手続その他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、別に会長が審議会に諮って定める。

(審議参加の制限)

第六条 第三条第二項の表の下欄に掲げる事項に関する事案について審議を行う場合、当該事案に利害関係を有する委員、臨時委員及び専門委員は、当該審議には加わることができない。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、審議会の決定の日（令和七年三月十七日）から施行する。

中央教育審議会の会議の公開に関する規則

〔令和七年三月十七日
中央教育審議会決定〕

中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）（以下「令」という。）第十一条の規定に基づき、中央教育審議会の会議の公開に関する規則を次のように定める。

（会議の公開）

第一条 中央教育審議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

- 一 会長の選任その他人事に関する事項を議決する場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

（会議の傍聴）

第二条 中央教育審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省総合教育政策局政策課（この条において「事務局」という。）の定める手続きにより登録を受けなければならない。ただし、中央教育審議会の会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとし、その人数は、原則として当該各号に掲げる人数とする。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に所属する者 一社につき一人
 - 二 前号に掲げる者以外の者 原則として受付けの順序に従って事務局が許可する人数
- 2 前項の登録を受けた者（以下この条において「登録傍聴人」という。）は、会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
- 3 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
- 4 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
- 5 会長は、登録傍聴人が、第二項の規定による許可を受けず、若しくは第三項の規定による事務局の指示に従わずに会議を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(会議資料の公開)

第三条 会長は、中央教育審議会の会議において配付した資料を公開しなければならない。

ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができます。

(議事録の公開)

第四条 会長は、中央教育審議会の会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

附 則

この規則は、中央教育審議会の決定の日（令和七年三月十七日）から施行する。

中央教育審議会の会議の運営について

〔 令和七年三月十七日
中央教育審議会申し合わせ 〕

中央教育審議会は、会議の運営に関し、次のように申し合わせる。

第1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（令和七年三月十七日中央教育審議会決定）第3条第2項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第3 文部科学大臣は、第1の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

附 則

この申し合わせは、審議会の決定の日（令和七年三月十七日）から適用する。